

## 2. 特許発明の実施が侵害品の一部にとどまっている場合の

### 寄与率の考え方

寄与率は、特許権侵害訴訟において損害賠償額を算定するための重要な概念であるにもかかわらず、法律上定義が存在せず、裁判例、学説上も必ずしも統一的な考え方が共有されているわけではない。本研究は、寄与率に関する統一的な考え方の提示、さらには寄与率を上下する要素の明確化をとおして、訴訟当事者の予測可能性の確保を目指したものである。

かかる目的のため、本稿では、日本における裁判例、学説の状況を整理したうえで、アメリカ、ドイツの特許権侵害訴訟における損害賠償額の算定方法も参考にしつつ、寄与率を上下する要素の明確化を試みた。また、損害賠償額の算定に際しての寄与率の使用法（フローチャート）、その他寄与率を用いた損害賠償額の算定にあたり重要な論点の抽出を行い、それらを発展させた寄与率算定ガイドラインの策定を提言した。

さらに、寄与率の明確化は、損害賠償額の算定にとどまらず、差止請求権の制限を考える際にも参考になる可能性が見いだされたため、その点にも触れている。

#### <担当講師>

飯島 歩 北浜法律事務所 弁護士・弁理士・NY州弁護士

#### <グループメンバー（塾生）>

奥村 直樹 中村合同特許法律事務所 弁護士・弁理士・NY州弁護士

高橋 佳子 キヤノン株式会社 弁理士

古川 大志 株式会社ソシオネクスト 弁護士

古田 敦浩 特許庁 審査第一部光デバイス 審査官

松村 光章 株式会社NTTドコモ NY州弁護士